

意見書提出

12 月定例会の最終日に議員より「那須地区食肉センターに関する意見書の提出について」(案)が議長に提出され、議員案第 6 号として上程し、可決いたしました。なお、この意見書につきましては、議長において関係機関へ送付いたしました。

**那須地区食肉センターに関する意見書**

栃木県の畜産農家数及び飼養頭数は全国有数で、特に那須地区は畜産業が盛んで畜産生産額においても栃木県内トップクラスであり、貴組合で管理・運営してきた那須地区食肉センターは畜産業の発展を支えてきました。しかし、同食肉センターは建設後 40 年以上が経過し老朽化が著しく、施設を維持していくことは困難であるということから、貴組合においては平成 30 年度をもって同施設を廃止するという判断がなされ、大変厳しい状況であると感じております。

そのような中、栃木県においては、栃木県食肉流通合理化計画を策定し、県内の食肉センターの統廃合を図り、販路を拡大することや食肉の安定供給と品質確保、また流通の実態と需要に則した市場施設機能を兼ね備えた新たな食肉センターの整備を進めていくこととされ、現在は食肉センター整備検討協議会が中心となって施設の内容や候補地について検討し、畜産振興を図る取り組みを行ってきています。

しかしながら、食肉センターの候補地選定等が難航し、当初の予定より整備が大幅に遅れることが予想されることから、畜産業に少なからず影響を及ぼすことを危惧しております。

つきましては、畜産振興を図る観点から栃木県で進める新たな食肉センターが完成するまでの期間、那須地区食肉センターを引き続き利用できれば畜産業への影響も少ないものと思われまこと、貴組合に対しまして下記の事項について要望致します。

記

- 1 新たな食肉センターが完成するまでは、那須地区食肉センターを平成 30 年度で廃止せず、引き続き利用できるようにすること。また、新たな食肉センターが完成しても、事故牛や廃用牛等が那須地区食肉センターと同等な処理能力が有されない限りは、同施設を廃止しないこと。
- 2 新たな食肉センターの候補地について、畜産業が盛んな那須地区を選定して頂けるよう栃木県に対し積極的に働きかけること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 12 月 18 日

栃木県大田原市議会議長 藤田 紀夫



提出先：那須地区広域行政事務組合管理者